

健康福祉部

福祉環境委員会 【議案関係資料】

9 月 8 日提出

目 次

◎補正予算関係

1	物価高騰の影響に伴う指定管理者への支援について（福祉政策課）	3
2	児童福祉施設等物価高騰対策事業（地域・家庭福祉課）	4
3	高齢者施設等防災・減災対策等推進事業（長寿社会課）	5
4	介護保険施設等物価高騰対策事業（長寿社会課）	6
5	障害者支援施設等物価高騰対策事業（障害福祉課）	7
6	【新】医療施設物価高騰対策事業（医務薬事課）	8
7	【新】重点医師偏在対策支援区域における代替医師確保支援事業（医療人材対策室）	9
8	看護職員修学資金貸付金（医療人材対策室）	10
9	【新】衛生看護学院サテライト環境整備事業（医療人材対策室）	11

◎議案関係

1	地方独立行政法人秋田県立病院機構第4期中期目標変更（案）の概要について（医務薬事課）	13
2	秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例案の概要について（医療人材対策室）	20

物価高騰の影響に伴う指定管理者への支援について

健康福祉部

1 事業目的

公の施設の指定管理者に対し、物価高騰によりかかり増しとなった光熱費及び燃料費（光熱費等）について、収入に占める指定管理料の割合（公費負担割合）に応じて助成する。

2 補助金の概要

（1）補助対象

指定管理料制施設及び利用料金併用制施設の指定管理者
※市町村及び当該施設の収支が黒字の指定管理者を除く

（2）対象経費

光熱費等の収支計画からの増加分

（3）対象期間

令和8年3月から令和9年2月まで

（4）補助額

公費負担割合に基づき算出

3 予算額

18,325千円
〔⊖18,325千円〕

（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当予定）

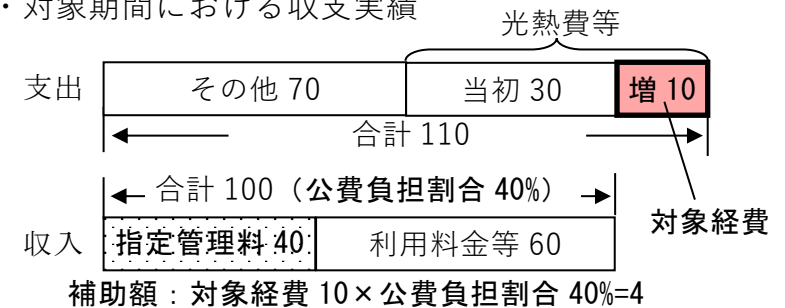
予算額内訳 ※全て利用料金併用制施設 （単位：千円）

施設名	指定管理者名	予算額	所管課
社会福祉会館	太平ビルサービス(株)	2,063	地域・家庭福祉課
北部老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	6,405	長寿社会課
南部老人福祉総合エリア		5,602	
健康増進交流センター	河辺地域振興(株)	4,255	健康づくり推進課
計（4施設）		18,325	

【参考】支援イメージ

利用料金併用制施設の指定管理者

・対象期間における収支実績



児童福祉施設等物価高騰対策事業

地域・家庭福祉課

1 事業目的

物価高騰に伴う児童福祉施設等の負担軽減を図るため、
光熱水費等の一部を支援する。

2 事業内容

(1) 補助対象

児童福祉施設等の光熱水費等

(2) 対象施設等

入所施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、 自立援助ホーム、ファミリーホーム、救護施設
通所施設	授産施設
里 親	

(3) 補助基準額

入所施設	定員 1 人当たり	13,600 円(年額)
通所施設	定員 1 人当たり	9,400 円(年額)
里 親	委託児童 1 人当たり	1,100 円(月額)

(4) 補助率

定額（県 10 / 10）

3 予算額

8, 4 4 6 千円
〔 ⊖ 8, 4 4 6 千円 〕

・ 積算内訳

①入所施設

13,600 円 × 543 人 = 7,385 千円

②通所施設

9,400 円 × 40 人 = 376 千円

③里 親

1,100 円 × 50 人 × 12 月 = 660 千円

④事 務 費

25 千円

合 計 8,446 千円

【参考】光熱水費等に対する支援

〈令和 6 年度 2 月補正の補助基準額〉

入所施設 定員 1 人当たり 13,000 円(年額)

通所施設 定員 1 人当たり 9,000 円(年額)

里 親 委託児童 1 人当たり 2,000 円(月額)

※里親は、食材料費を含む

〈令和 7 年度 1 2 月補正の補助基準額〉

入所施設 定員 1 人当たり 13,400 円(年額)

通所施設 定員 1 人当たり 9,300 円(年額)

里 親 委託児童 1 人当たり 1,100 円(月額)

高齢者施設等防災・減災対策等推進事業

長寿社会課

1 事業目的

避難が困難な要介護者が多く利用する高齢者施設における防災・減災に向けた設備等の整備を支援する。

※県負担分に防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用
(充当率 100%、措置率 50%)

2 事業内容

高齢者施設等防災・減災対策等推進事業費補助

	31,085千円
〔国〕	20,724千円
〔債〕	10,300千円
〔一〕	61千円

高齢者施設が災害発生時等に施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備の整備に必要な経費の一部を助成する。

	(1) 介護老人保健施設大館園	(2) 介護老人保健施設湖東老健
設 置 者	医療法人光智会	社会医療法人正和会
定 員	150名	100名
規模・能力	1台・80kVA	1台・13kVA
総事業費	28,930千円	12,518千円
補 助 率	3/4 (国1/2、県1/4)	
補 助 額 (内 訳)	21,697千円 〔国 14,465千円 県 7,232千円〕	9,388千円 〔国 6,259千円 県 3,129千円〕

<参考：位置図>

(1) 介護老人保健施設大館園



(2) 介護老人保健施設湖東老健



介護保険施設等物価高騰対策事業

長寿社会課

1 事業目的

物価高騰に伴う介護保険施設等の負担軽減を図るため、光熱水費等に対して支援する。

2 事業内容

(1) 対象サービス

入所系等	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護医療院 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護 養護老人ホーム、軽費老人ホーム
複 合 系	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護
通 所 系	通所介護、地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション
訪 問 ・ 相 談 系	訪問介護、訪問入浴介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護、訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売 居宅介護支援

(2) 補助基準額

・ 光熱水費等	
入所系定員 1 人当たり	13,600 円
通所系定員 1 人当たり	9,400 円
訪問・相談系 1 事業所当たり	104,000 円

(3) 補助率：定額（補助基準額の 1 / 2）

3 予算額

	286,874 千円
	(⊖ 286,874 千円)
・ 積算内訳	
光熱水費等	276,440 千円
(13,600 円 × 入所系 29,000 人 + 9,400 円 × 通所系 10,000 人 + 104,000 円 × 訪問・相談系 620 事業所) × 1/2	
申請事務委託	10,434 千円
合計	286,874 千円

【参考】光熱水費等に対する支援

< 令和 6 年度 2 月補正の補助基準額 >

入所系定員 1 人当たり	13,000 円
通所系定員 1 人当たり	9,000 円
訪問・相談系 1 事業所当たり	100,000 円

< 令和 7 年度 12 月追加補正の補助基準額 >

入所系定員 1 人当たり	13,400 円
通所系定員 1 人当たり	9,300 円
訪問・相談系 1 事業所当たり	103,000 円

障害者支援施設等物価高騰対策事業

障害福祉課

1 事業目的

物価高騰に伴う障害者支援施設等の負担軽減を図るため、光熱水費等に対して支援する。

2 事業内容

(1) 対象サービス

入 所 系	共同生活援助（日中サービス支援型）、福祉型障害児入所施設、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、短期入所(空床型を除く。)
通 所 系	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、就労選択支援
訪 問 ・ 相 談 系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

(2) 補助基準額

・ 光熱水費等	
入所系定員 1 人当たり	13,600 円
通所系定員 1 人当たり	9,400 円
訪問・相談系 1 事業所当たり	104,000 円

(3) 補助率

定額（補助基準額の 1 / 2）

3 予算額

110,566 千円
〔⊖ 110,566 千円〕

・ 積算内訳	
光熱水費等	106,840 千円
(13,600 円 × 入所系 5,200 人 + 9,400 円 × 通所系 12,000 人 + 104,000 円 × 訪問・相談系 290 事業所) × 1/2	
申請事務委託	3,726 千円
合計	110,566 千円

【参考】光熱水費等に対する支援

< 令和 6 年度 2 月補正の補助基準額 >

入所系定員 1 人当たり	13,000 円
通所系定員 1 人当たり	9,000 円
訪問・相談系 1 事業所当たり	100,000 円

< 令和 7 年度 1 2 月補正の補助基準額 >

入所系定員 1 人当たり	13,400 円
通所系定員 1 人当たり	9,300 円
訪問・相談系 1 事業所当たり	103,000 円

医療施設等物価高騰対策事業
（（新）医療施設物価高騰対策事業）

医務薬事課

1 事業目的

中東情勢等による物価高騰の影響により厳しい運営状況にある医療施設の負担軽減を図るため、医療材料費・光熱費の一部を支援する。

②事務費（委託料） 7,315 千円
 ・ 問い合わせ対応、申請受付、支援金振込業務等

2 事業内容

医療施設に対し、施設区分に応じた支援金を支給する。

3 予算額

491,396 千円
 （ 国 304,083 千円 ）
 （ ー 187,313 千円 ）

（1）施設区分と支援単価

施設区分		支援単価
病院		33,000 円／床
医 科	有床診療所	33,000 円／床
	無床診療所	134,000 円／施設
歯科診療所		90,000 円／施設

※市町村が設置する施設は除く。

※許可病床数が5床未満の有床診療所は、無床診療所の施設区分の支援金を支給する。

（2）積算

491,396 千円

①支援金 484,081 千円

病院 33,000 円 × 10,840 床 = 357,720 千円

有床診療所 33,000 円 × 481 床 = 15,873 千円

無床診療所 134,000 円 × 572 施設 = 76,648 千円

歯科診療所 90,000 円 × 376 施設 = 33,840 千円

地域医療従事医師確保対策事業
（（新）重点医師偏在対策支援区域における代替医師確保支援事業）

医療人材対策室

1 事業目的

重点医師偏在対策支援区域において、常勤医の宿日直回数を削減することで医師の負担を軽減し、勤務環境の改善を図る。

※重点医師偏在対策支援区域

地域偏在解消のため、重点的に医師を確保する必要がある区域として指定するもので、本県は秋田市以外を設定。

2 事業内容

土日祝日に日直・宿直を行う代替医師を確保する医療機関に対し、雇い上げに係る経費を助成する。

（１）補助対象

医療機関

（２）対象経費

代替え医師の雇い上げにかかる宿日直手当 など

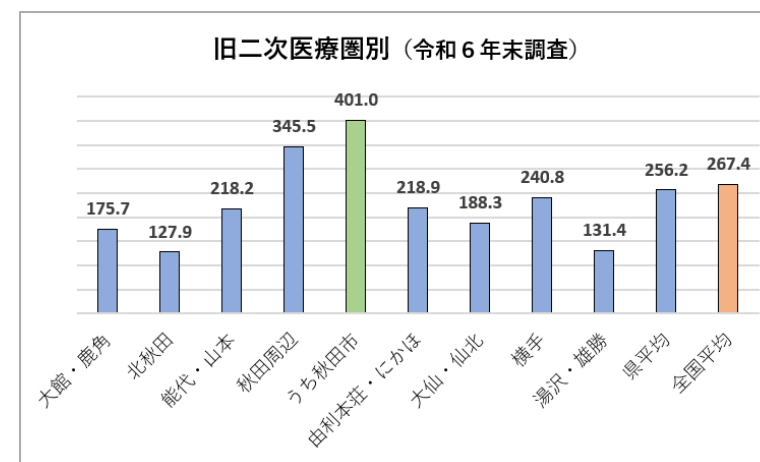
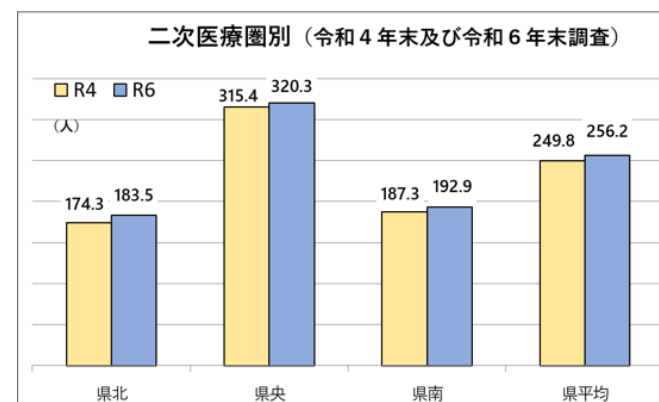
（３）補助額

対前年度増加日数１日あたり 30,000 円
 （国 2 / 3、県 1 / 3）

3 予算額

5, 8 5 0 千円
 （ 国 3, 9 0 0 千円
 ー 1, 9 5 0 千円 ）

【参考】人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数



< 出典 >

「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）、「人口流動調査」（秋田県）

**医療従事者修学資金貸付金
(看護職員修学資金貸付金)**

医療人材対策室

1 事業目的

医療従事者をを目指す学生の修学を容易にするとともに、県内医療従事者の確保・定着を図り、医療環境の向上を目指す。

2 事業内容

(1) 看護職員修学資金貸付金 12,480千円

看護師等養成施設に在学し、将来秋田県内の特定施設に勤務しようとする者に対して貸与する修学資金について、当初予算枠を大幅に上回る申込みがあったため、必要な経費を増額する。

①当初予算額

継続 30,028千円 (71名)
新規 21,120千円 (50名)
計 51,148千円 (121名)

②新規貸与申込状況

・大学 (公立) 8名 (私立) 40名
・養成所 (公立) 15名 (私立) 21名
・大学院 1名 計 85名

③当初予算による貸与決定状況

審査により継続66名、新規55名への貸与を決定。

3 予算額 (補正額)

12,480千円

〔**Ⓐ** 12,480千円〕

(内訳) 貸与に要する費用

公立 32千円×12か月×10名 = 3,840千円
私立 36千円×12か月×20名 = 8,640千円
計 12,480千円

【参考】貸与状況の推移

	新規貸与者数			継続貸与者数		貸与者数計		
	見込み	申請	実績	見込み	実績	見込み	実績	対見込
R3	23	26	25	28	27	51	52	102.0%
R4	26	31	31	34	30	60	61	101.7%
R5	26	26	26	46	42	72	68	94.4%
R6	26	24	24	51	50	77	74	96.1%
R7	50	47	47	47	44	97	91	93.8%

<今回申込者が大幅増となった要因>

- ・返還免除要件が緩和されたことの認知度が向上したため
- ・入学式や保護者懇談会の場を活用して、保護者も含めて制度周知に努めたため

看護職員確保対策事業
（（新）衛生看護学院サテライト環境整備事業）

医療人材対策室

1 事業目的

由利本荘・にかほ地域の看護職員養成機能の維持を目的に
県立衛生看護学院の「サテライト施設」を設置するため、環
境整備を行う。

2 事業内容

国の「人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推
進支援事業」を活用し、サテライト施設の運営に必要な機器
や通信環境等を整備する。

（1）整備する機器等

- ①電話・Wi-Fi 設備の整備
- ②電子黒板、サブモニター、遠隔授業用パソコン等の購入
- ③学生管理・教務システムの構築 ほか

3 予算額

13, 333 千円
〔 ① 13, 333 千円 〕

4 実施スケジュール

- 令和 8 年 10 月～ : 国庫補助金申請
- 令和 8 年 11 月～ : 物品等の発注・契約、納品
- 令和 9 年 2 月～3 月 : 遠隔授業の操作トレーニング
- 令和 9 年 4 月 : サテライト施設開設

(参考) 衛生看護学院サテライト施設について

1 サテライト施設の概要

- (1) 設置場所 秋田県由利本荘市
- (2) 使用建物 由利本荘看護学校の教室等を利用（使用部分を無償貸借）
※同一建物に由利本荘看護学校と併存（同校と円滑な運営について協議中）
- (3) 定 員 看護科（三年課程）一学年 15 名

2 授業形式

(1) 座学等の講義

横手市にある本校の講義を遠隔授業として受講

- ①学生は由利本荘看護学校に登校し、同校の教室にて本校の講義を大型モニターによりリアルタイムで視聴。
- ②双方向性の授業形態により、講師等とのコミュニケーションを確保。



資料には、Gemini™（Google LLC）により生成した画像等が含まれています

(2) 看護技術等の演習

横手市の本校に週 2 日程移動し、本校学生と合同で実施。

(3) 臨地実習

由利本荘・にかほ地域の医療機関等と調整中。

3 本校との移動手段について

- (1) 移動手段 学生の移動負担を考え、貸切バスを運行（予定）
- (2) 走行区間 サテライト施設と横手市の本校を往復
- (3) 所要時間 片道 1 時間半を想定（本校へは 8 時 30 分着を目指す。）
- (4) 学生負担 なし

4 学生確保の取組について

- (1) 由利本荘・にかほ地域の全ての高校を訪問し、PR
- (2) 学生募集の周知
県内全ての高校に募集要項とチラシを配布
- (3) 学校のウェブサイトで PR
- (4) 広報やイベント等を通じた PR を地元 2 市に依頼

衛生看護学院（看護科）の入学試験日程

- | | |
|----------|--------------|
| ①総合型選抜 | 9 月 26 日（土） |
| ②推薦入学試験 | 10 月 31 日（土） |
| ③社会人入学試験 | 〃 |
| ④一般入学試験 | 12 月 12 日（土） |

5 地元負担

地域に看護師養成機能を維持するために必要な経費について、地元 2 市と協議中。

地方独立行政法人秋田県立病院機構 第4期中期目標変更（案）の概要について

医務薬事課

1 変更の背景

医療需要の変化と病院機構の厳しい経営状況

- ・人口減少や高齢化に伴い需要が減少傾向にあるほか、循環器・脳脊髄センター（循環センター）の病床利用率が低迷
- ・また、物価や人件費の高騰等に加え、令和6年度の医業収支が48.7億円の赤字となるとともに、給与費が医業収益を上回ることが常態化
- ・さらに、県からの運営費交付金が令和6年度に58億円近くに達し、県の財政にとって大きな負担

運営費交付金に過度に依存しない持続可能な経営基盤の確立が急務

新体制での経営改善（R7～）

- ・新理事長就任と実効性のある経営改善の推進
新理事長体制のもと、病床管理委員会の設置による救急応需率及び病床利用率の向上など経営改善と意識改革を実施
- ・秋田大学との連携協定締結
秋田大学からの派遣による医師の確保や心臓血管外科領域の患者紹介による手術室等の有効活用

秋田県立病院機構の将来のあり方検討委員会からの提言

- ・循環センター
循環センターは、回復期機能を周辺医療機関との連携によりダウンサイジングの上、急性期機能に特化する方向
- ・リハビリテーション・精神医療センター
リハセンは、全県拠点の精神科救急等を維持しつつ慢性期機能をダウンサイジングする方向

－県の方針－

令和8年2月の提言を真摯に受け止め、他の医療機関との役割分担・連携の枠組みの中で両センターが担うべき医療を具現化

2 主な変更内容

循環センターの回復期の機能強化から、急性期機能特化へ転換

- 循環センターの機能見直しと連携強化
周辺医療機関との役割分担を進め、回復期機能を移管することにより、急性期機能に特化し、質の高い医療を提供
- 人員配置の抜本的見直し
人材確保・再配置に関する具体的な計画を策定し、より一層の効率的な運営体制の構築
- 医業収入の確保と医業費用の縮減
医業収入の確保に加え、固定費を中心とした医業費用の縮減を明確化

3 今後のスケジュール

令和8年10月	地方独立行政法人評価委員会による中期計画変更案のヒアリング
11月	病院機構による中期計画の変更認可申請
	12月議会へ中期計画変更議案提出
令和9年 1月	変更計画認可

第4期中期目標の期間 令和6年度～令和10年度

地方独立行政法人秋田県立病院機構の経営改善に向けた取組状況について

医務薬事課

1 「秋田県立病院機構の将来のあり方検討委員会」からの提言

病院機構が県立病院として担うべき役割を明確化するとともに、運営費交付金に過度に依存しない持続可能な経営基盤の確立に向けて、令和7年1月から検討を行い、令和8年2月に提言をとりまとめた。（知事に提言書を手交）

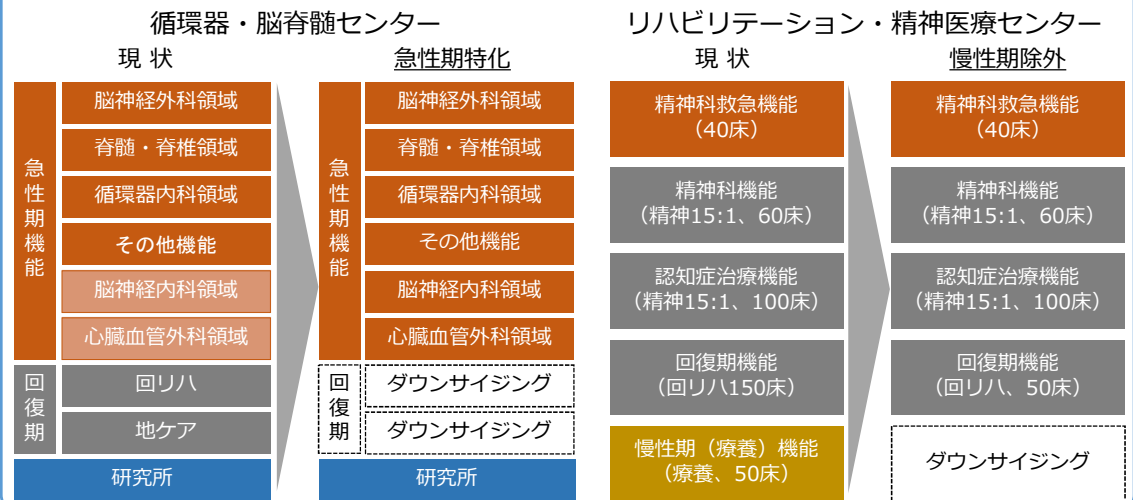
提言を真摯に受け止め、周辺医療機関との役割分担と連携を促進し、将来を見据えた持続可能な医療提供体制の構築に向け改革を進める。

※あり方検討委員会

○委員長：秋田大学長

○委員：県医師会長、県病院協会長、病院機構理事長・各病院長、県健康福祉部長・次長

○望ましい方向性



2 令和7年度経営実績

(1) 医業収支（運営費交付金を除く）

・循環センター

診療科新設に伴う患者数の増により入院収益が前年度を上回り、医業収支の赤字は約665百万円縮減した。

・リハセン

診療単価の増により入院収益が前年度を上回ったが、材料費や委託費等の増等により医業収支の赤字は約70百万円拡大した。

(2) 現金預金残高（有価証券を含む）

令和7年度末の現金預金残高は約14億円となり、令和6年度末と比較して約3.5億円増加した。

(3) 病床利用率

・循環センター

医師の確保による医療提供体制の強化や、病床管理委員会の活動により、73.6%となった。（前年度52.9%）

・リハセン

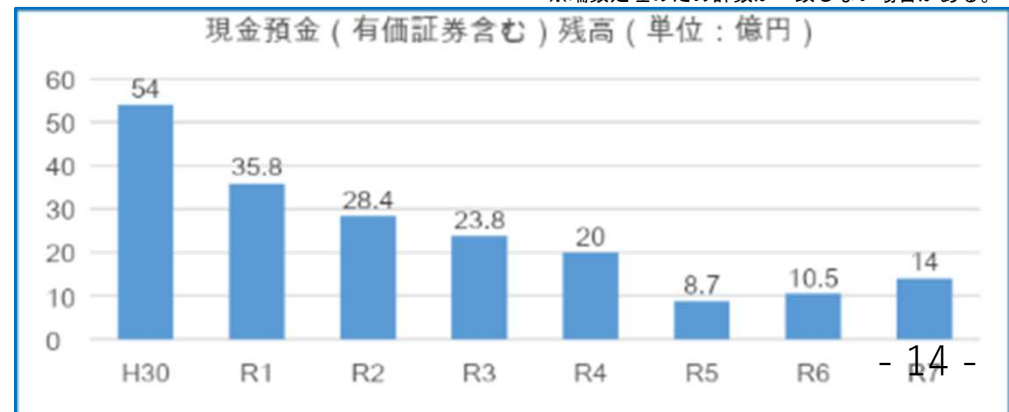
上半期は看護師数の減などにより患者の受入が減少し、病床利用率が低迷したが、下半期は人員配置の見直しにより高稼働となり、年間ではほぼ前年並みの86.6%となった。（前年度86.9%）

●医業収支の状況（運営費交付金を除く）

（百万円）

	循環センター			リハセン		
	R6	R7	増減	R6	R7	増減
医業収益	2,909	3,117	208	2,527	2,639	111
医業費用	6,036	5,579	▲457	4,270	4,452	181
収支差	▲3,127	▲2,462	665	▲1,743	▲1,813	▲70

※端数処理のため計数が一致しない場合がある。



3 新たな取組の状況

（１）常勤医師の確保に向けた取組

秋田大学の協力により、令和７年度中に循環器内科医を３名確保したほか、令和８年４月から心臓血管外科医１名の派遣を受け、心臓血管外科手術を再開している。

（２）周辺医療機関との連携体制構築・機能分担に向けた取組

令和８年２月、国立大学法人秋田大学、社会医療法人明和会及び病院機構が、機能分担や地域医療連携推進法人の設立を視野に「３法人による地域医療連携の新たな枠組みに向けた協議」を開始した。また、秋田市内６病院長による意見交換会において、急性期医療に関する連携・役割分担について協議を行っている。

（３）経営管理会議における経営改善策の検討

循脳センター及びリハセンの安定的な経営を図るため、業務や収支等の実績に基づく財務管理や経営改善策等の検討を行う「経営管理会議」を令和６年４月に設置し、定期的に協議を行っている。

（４）病床利用率の向上に向けた取組

「病床管理委員会」を設置して、入退院の管理を徹底し、病床利用率の向上に取り組んでいる。

（５）新薬によるアルツハイマー病治療の推進

- ・アミロイドPET検査*1（循脳センター）
85件（対前年度比＋55件） 診療報酬額：3,144千円（対前年度比＋2,115千円）
- ・抗アミロイドβ抗体薬治療*2（リハセン）
567件（対前年度比＋343件） 診療報酬額：171,130千円（対前年度比＋98,163千円）

（６）地域の医療機関、介護・福祉施設等との連携強化

循脳センターでは、紹介元の医療機関等との連携を強化するため、訪問活動や説明会を積極的に行っている。

- ・訪問活動（病院8件、クリニック83件、介護施設等4件）
- ・協力医療機関連携協定を締結（２法人）

（７）診療報酬の増加に向けた取組

看護師の配置を見直し、ＳＣＵ（脳卒中治療室）の病床数を増加したほか（９床→12床）、看護職員夜間配置加算など、新規診療報酬加算を取得している。

- ・看護補助体制充実加算１（年間収益見込 4,628千円）
- ・認知症ケア加算１（年間収益見込 3,698千円）
- ・看護職員夜間配置加算（年間収益見込 12,000千円）

【循脳センター医師数】（各年4月1日時点）

	R5	R6	R7	R8
常勤医師数	22	24	26	27
脳神経外科	8	9	8	7
脳・血管内科 （旧脳卒中診療部）	0	1	1	0
循環器内科	4	1	1	3
心臓血管外科	0	0	0	1
脊髄脊椎外科	3	3	3	3
リハビリ科	1	2	2	2
麻酔科	1	2	2	1
放射線科	3	3	3	3
病理科	1	1	1	2
総合診療科	0	1	2	1
糖尿病・内分泌内科	0	0	1	1
ものわすれ診療科	0	0	0	1
その他（※）	1	1	2	2

（※）健診部、診療支援部

*1)アミロイドPET検査：アミロイドPET検査薬を使用し、アルツハイマー型認知症の原因と考えられるアミロイドβの脳内沈着を診ることができる検査

*2)抗アミロイドβ抗体薬治療：アルツハイマー病の脳内に蓄積する病因タンパク質（アミロイドβタンパク質）を除去し、認知機能低下の進行を抑制することが示された点滴治療薬

新旧对照表

1

中期目標（変更後）	中期目標（変更前）
1 質の高い医療の提供 循環器・脳脊髄センターは、脳と循環器の包括的な高度医療の提供、脊髄・脊椎疾患の専門医療の提供、急性期_____の脳・脊髄・循環器疾患のリハビリテーション医療の提供を、また、リハセンは、回復期を中心とした脳・脊髄・整形外科疾患のリハビリテーション医療、認知症疾患の専門的かつ包括的な医療、精神障害者の医療・保護に関することなどを基本的な機能として担うとともに、両センターが一体となって緊密に連携し県の医療水準の向上を図るため機能強化に努めること。 (1) 略 (2) 政策医療の提供 循環器・脳脊髄センター及びリハセンは、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患に対する医療及びリハビリテーション医療について、県立病院として、大学や県内の他の医療機関との<u>更なる役割分担や連携強化により</u>、高度で専門的な最新医療を提供すること。_____ また、循環器・脳脊髄センターは、脳卒中、心筋梗塞等の脳・循環器疾患の三次救急医療の拠点として、リハセンは、24 時間 365 日対応する精神科救急の全県拠点病院として、機能の充実を推進すること。 (3) 略 (4) 医療従事者の確保・育成 高度で専門的な最新医療を安定的かつ持続的に提供するため、医師を含む医療従事者の確保と、継続的に働き続けられるキャリアアップ制度の充実に努めること。 また、両センターが一体的に行う研修・教育体制の充実、センター間<u>及び他の医療機関</u>との人事交流の推進、国内の各種研修・教育システムの活用などにより、各職種の専門性の向上や職種間の連携強化を図るなど医療従事者の育成に努めること。 (5)、(6) 略 2～4 略 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 略 1 効率的な運営体制の構築 医療の安定的な提供が行われるよう、継続的に経営状況の見直しを行い、病院機構全体を一体的に運営する効率的な体制を構築すること。 <u>また、人員配置の抜本的な見直しを行い、人材確保・再配置に関する具体的な計画を策定すること。</u> 2、3 略 第4 財務内容の改善に関する事項 業務内容の改善・効率化を進めるとともに、運営費交付金を中期計画に適切に反映し、医業収入の確保<u>及び医業費用の縮減等</u>により経常収支の改善を図ること。 第5 その他業務運営に関する重要事項 略	1 質の高い医療の提供 循環器・脳脊髄センターは、脳と循環器の包括的な高度医療の提供、脊髄・脊椎疾患の専門医療の提供、急性期<u>から回復期までの</u>脳・脊髄・循環器疾患のリハビリテーション医療の提供を、また、リハセンは、回復期を中心とした脳・脊髄・整形外科疾患のリハビリテーション医療、認知症疾患の専門的かつ包括的な医療、精神障害者の医療・保護に関することなどを基本的な機能として担うとともに、両センターが一体となって緊密に連携し県の医療水準の向上を図るため機能強化に努めること。 (1) 略 (2) 政策医療の提供 循環器・脳脊髄センター及びリハセンは、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患に対する医療及びリハビリテーション医療について、県立病院として、大学や県内の他の医療機関との<u>連携を強化しながら</u>、高度で専門的な最新医療を提供すること。<u>特に循環器・脳脊髄センターのリハビリテーション医療については、回復期の機能強化を図ること。</u> また、循環器・脳脊髄センターは、脳卒中、心筋梗塞等の脳・循環器疾患の三次救急医療の拠点として、リハセンは、24 時間 365 日対応する精神科救急の全県拠点病院として、機能の充実を推進すること。 (3) 略 (4) 医療従事者の確保・育成 高度で専門的な最新医療を安定的かつ持続的に提供するため、医師を含む医療従事者の確保と、継続的に働き続けられるキャリアアップ制度の充実に努めること。 また、両センターが一体的に行う研修・教育体制の充実、センター間_____の人事交流の推進、国内の各種研修・教育システムの活用などにより、各職種の専門性の向上や職種間の連携強化を図るなど医療従事者の育成に努めること。 (5)、(6) 略 2～4 略 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 略 1 効率的な運営体制の構築 医療の安定的な提供が行われるよう、継続的に経営状況の見直しを行い、病院機構全体を一体的に運営する効率的な体制を構築すること。 _____ 2、3 略 第4 財務内容の改善に関する事項 業務内容の改善・効率化を進めるとともに、運営費交付金を中期計画に適切に反映し、医業収入の確保_____等により経常収支の改善を図ること。 第5 その他業務運営に関する重要事項 略

地方独立行政法人秋田県立病院機構第4期中期目標（案）

秋 田 県

地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成21年4月1日の設立以降、「脳・循環器疾患、精神疾患を中心とした医療・医学の進歩に貢献し、その成果を取り入れた質の高い医療の提供」を基本理念に掲げながら、運営する秋田県立循環器・脳脊髄センター（以下「循環器・脳脊髄センター」という。）及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（以下「リハセン」という。）の安定した経営基盤に立った病院運営を目指してきた。

令和5年度までの第3期中期目標期間内においては、脳と循環器の包括的な高度医療の提供を行う脳心血管病診療棟の運用を開始するとともに、既存病棟の大規模修繕工事を行うなど、脳と循環器の包括的医療提供体制の整備を更に進めたほか、県内大学との共同研究を進めるなど、研究機関として県内の医療水準の向上に寄与した。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少など、病院経営に大きな影響を受けることになったが、県の要請に応じて感染症患者の入院対応を行いつつ、24時間365日体制での急性期患者の受入継続や、最新のリハビリテーション療法の積極的な導入など、県立病院としての役割を果たしてきた。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、循環器・脳脊髄センターは、理事長を中心にACOMAT（秋田県コロナ医療支援チーム）の中心的役割を担い、クラスターが発生した医療機関や福祉施設への指導やワクチン接種など、県立病院として期待される役割を担ったと言える。

こうした取組により、医療を取り巻く環境や社会情勢の変化、新たな医療課題に適切に対応したほか、高度で専門的な医療、急性期医療や回復期医療等の充実・強化を図り、質の高い医療サービスを効果的に提供してきている。

一方で、本県医療は、人口減少に歯止めがきかない状況において、高齢化の進行による医療需要の変化や医師不足、医療の高度化といった様々な課題を抱えており、住み慣れた地域で暮らし続けたいという県民のニーズに応え、地域の医療提供体制を確保していくためには、病院機構には、引き続き、脳・循環器疾患の三次救急医療や精神科救急医療をはじめとする高度で専門的医療を安定的かつ継続的に提供するという役割をしつかりと果たすとともに、地域医療を支えることが求められている。

このようなことから、令和6年度から令和10年度までの第4期中期目標期間においては、秋田県医療保健福祉計画や地域医療構想を踏まえて、病院機構が果たすべき役割・機能を念頭に、地域の医療機関等と連携をより一層進めながら、経営の効率化による安定的な収支構造の確立、高度で専門的な医療を行うための機器整備や運営基盤となる人材を育成・確保するための環境整備を行うとともに、県が目指す「健康寿命日本一」の実現に向け、医療技術や医療サービスの一層の向上を目指す必要がある。

しかしながら、循環器・脳脊髄センターの病床利用率の低迷、さらには物価や人件費の高騰等による医業費用の増大等により、病院機構の経営状況は厳しい状態にあることから、県民に求められる医療を提供するために抜本的な経営改善への取組が急務となっている。

こうしたことを受け、秋田大学との連携を強化し、令和7年度から新理事長を任命したほか、令和6年11月に設置した「秋田県立病院機構の将来のあり方検討委員会」から、令和8年2月に病院機構の将来のあり方に関する提言書（以下「提言」という。）が提

出されたところであり、病院機構は、この提言の趣旨を真摯に受け止め、周辺医療機関との役割分担と連携を促進することにより、将来を見据えた持続可能な医療提供体制の構築に向けた改革を加速させなければならない。

このため、社会情勢の急激な変化や提言等を踏まえ、第4期中期目標を次のとおり変更することとし、地方独立行政法人として自立した運営のもと、高度で専門的な医療提供体制を確保し、県立病院として、医療機能の強化や役割の明確化に努め、期間中においても取組状況や成果等を踏まえ、病院機構が果たすべき役割や機能を検討しながら、県民や患者に信頼される病院づくりを期待する。

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 質の高い医療の提供

循環器・脳脊髄センターは、脳と循環器の包括的な高度医療の提供、脊髄・脊椎疾患の専門医療の提供、急性期の脳・脊髄・循環器疾患のリハビリテーション医療の提供を、また、リハセンは、回復期を中心とした脳・脊髄・整形外科疾患のリハビリテーション医療、認知症疾患の専門的かつ包括的な医療、精神障害者の医療・保護に関することなどを基本的な機能として担うとともに、両センターが一体となって緊密に連携し県の医療水準の向上を図るため機能強化に努めること。

(1) 発症予防に向けた取組

全国一の高齢先進県である本県において、「健康寿命日本一」を目指すため、脳卒中、心疾患、認知症の発症予防について、高度な診断機器の活用や予防のための体制整備など有効な方法を策定し、予防効果の向上に取り組むこと。

(2) 政策医療の提供

循環器・脳脊髄センター及びリハセンは、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患に対する医療及びリハビリテーション医療について、県立病院として、大学や県内の他の医療機関との更なる役割分担や連携強化により、高度で専門的な最新医療を提供すること。

また、循環器・脳脊髄センターは、脳卒中、心筋梗塞等の脳・循環器疾患の三次救急医療の拠点として、リハセンは、24時間365日対応する精神科救急の全県拠点病院として、機能の充実を推進すること。

(3) 医師の働き方への対応

医師の働き方改革を推進するため、医療提供体制を着実に維持しながら、適切な労務管理の推進、タスクシフト／シェアの推進などにより時間外労働の縮減に努めること。

(4) 医療従事者の確保・育成

高度で専門的な最新医療を安定的かつ持続的に提供するため、医師を含む医療従事者の確保と、継続的に働き続けられるキャリアアップ制度の充実にも努めること。

また、両センターが一体的に行う研修・教育体制の充実、センター間及び他の医療機関との人事交流の推進、国内の各種研修・教育システムの活用などにより、各職種の専門性の向上や職種間の連携強化を図るなど医療従事者の育成に努める

こと。

- (5) 患者・家族の視点に立った医療サービスの提供
県民や患者・家族の視点に立ち、療養環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、患者の権利を尊重することにより、信頼される医療サービスを提供すること。
- (6) より安心で信頼される医療の提供
法令等を遵守し、医療安全対策の徹底や情報セキュリティ対策を講ずることにより、より安心で信頼される医療を提供すること。

2 医療に関する調査及び研究

循環器・脳脊髄センターは研究体制を強化し、リハセンや県内大学、医療機関との共同研究や、より先駆的な研究及び臨床に応用できる研究に取り組み、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患及びリハビリテーションの研究と治療の高度化により、県内の医療水準の向上を図るとともに、研究結果に関する県民への広報に努めること。

3 医療連携の推進及び地域医療への貢献

循環器・脳脊髄センター及びリハセンは、患者が地域において良質な医療を適切に受けることができるよう、医療機能の充実と合わせ、他の医療機関との役割分担やデジタル技術も活用した連携推進を一層図るとともに、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供に向けて、関係機関との連携を強化し、地域包括ケアシステムの中で果たすべき役割を担うこと。特に循環器・脳脊髄センターは、地域医療構想の実現に向け、様々な連携手法を検討しながら他の医療機関との協議を重ね、連携強化を図ること。

また、健康寿命の延伸に向け、県民に対して医療や健康に関する情報発信を行うとともに、地域医療を担う医師をはじめとした医療従事者の教育・研修に努めること。

4 災害及び新興感染症への対応

平時から関係機関との連携を図り、災害発生時における円滑な医療救護活動に取り組むこと。

リハセンにおいては、災害時の患者受入等の拠点として、災害拠点精神科病院の整備に向けた検討を引き続き行うこと。

また、循環器・脳脊髄センターにおいては、新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備するとともに、県の求めに応じて感染状況に応じ柔軟な対応を行うなど、求められる感染症医療を確実に提供すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自律性・自主性により業務運営の改善及び効率化に努めること。

また、年度ごとの取組状況や成果等を踏まえ役割・機能の検討を行うこと。

1 効率的な運営体制の構築

医療の安定的な提供が行われるよう、継続的に経営状況の見直しを行い、病院機構全体を一体的に運営する効率的な体制を構築すること。

また、人員配置の抜本的な見直しを行い、人材確保・再配置に関する具体的な計

画を策定すること。

- 2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成
業務運営の自律性を高めるため、病院経営に精通した人材の確保と育成に努めること。
- 3 収入の確保、費用の節減
安定的な経営基盤を確立するため、病床利用率の向上、制度改正への適切な対応による収入の確保に努めるとともに、費用対効果の考え方にに基づき、創意工夫しながら費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

業務内容の改善・効率化を進めるとともに、運営費交付金を中期計画に適切に反映し、医業収入の確保及び医業費用の縮減等により経常収支の改善を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

県立病院として、県民に安心して良質な医療を継続的に提供できるよう、次の事項を実施すること。

1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、遠隔診療やマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）等の各種情報システムを活用することにより経営の効率化を図るとともに、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展、高度医療機器の共同利用などを総合的に勘案し、計画的に実施すること。

2 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるよう、人事を管理する体制を整備し、職員の適切な配置に努めること。

また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。

3 職員の就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに資するよう、多様な勤務形態の導入などにより、過重労働のない、働きやすい環境の整備に努めること。

秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例案の概要について

医療人材対策室

1 改正理由

秋田県立衛生看護学院における教育、入学手続及び入学受験手続に要する費用の適正な負担を確保するため、同学院の授業料、入学料及び入学受験手数料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

- (1) 授業料の額を月額 1 4, 3 0 0 円（現行 1 0, 9 0 0 円）に引き上げることとする。（第 3 条関係）
- (2) 入学料の額を 1 0, 0 0 0 円（現行 6, 6 5 0 円）に引き上げることとする。（第 3 条関係）
- (3) 入学受験手数料の額を 6, 2 0 0 円（現行 4, 0 0 0 円）に引き上げることとする。（第 3 条関係）

3 施行期日

- (1) この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

(授業料等の徴収) 第三条 略 2 前項の授業料、入学料及び入学受験手数料の額は、次のとおりとする。 一 授業料 月額 一万四千三百円 二 入学料 一万円 三 入学受験手数料 六千二百円	新
(授業料等の徴収) 第三条 略 2 前項の授業料、入学料及び入学受験手数料の額は、次のとおりとする。 一 授業料 月額 一万九百円 二 入学料 六千六百五十円 三 入学受験手数料 四千元	旧

【参考 1】 都道府県立看護師養成所の授業料等

	授業料 (月額)	入学料	入学受験 手数料
全国平均	14,308	31,369	6,208
中央値	10,950	10,000	5,250
最大 (都道府県名)	32,500 (滋賀県)	120,000 (福井県ほか 1)	14,590 (北海道)
最小 (0除く) (都道府県名)	9,000 (山口県)	5,550 (鳥取県)	2,200 (京都府)

※最小については、無料の県を除いている

【参考 2】 県内看護師養成所の授業料等

学校名	授業料 (月額)	入学金	入学受験 手数料	授業料 改定時期
秋田しらかみ看護学院	50,000	300,000	27,000	H16
中通高等看護学院	50,000	300,000	0	H27
由利本荘看護学校	50,000	250,000	25,000	H17
秋田看護学校	50,000	300,000	20,000	H18
県立衛生看護学院 (現行)	10,900	6,650	4,000	R5
県立衛生看護学院 (改定後)	14,300	10,000	6,200	